

愛犬手帳



このマニュアルは、家族の一員として愛犬と快適に暮らしていくための情報をまとめたものです。

愛犬との暮らしの中で、変わらぬ愛情と、生涯飼い続けられるようご活用ください。

江南市保健センター

目 次

1. 飼い犬の登録（登録鑑札の交付）	p.1
2. 狂犬病予防注射の接種完了（注射済票の交付）	p.1
3. 飼い犬が人を咬んでしまったら…	p.2
4. 飼い犬をどうしても飼えなくなったら…	p.3
5. 飼い犬が行方不明になったら…	p.3
6. 災害に備えて	p.4
7. 飼い犬の登録・変更・死亡の手続き	p.5
8. 知っておきたい動物の法律	p.7
9. 安心して犬と暮らすための飼い主のマナー	p.8
10. 市内のドッグラン広場と利用方法	p.9
11. 動物由来感染症	p.10
12. 狂犬病	p.11
13. 犬の登録鑑札・注射済票を交付できる動物病院	p.12
14. 愛知県の動物関連施設	p.13

◆飼い犬の登録（登録鑑札の交付）

登録（生涯 1 回） 	狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら、30 日以内に登録しなければなりません。 ※生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日から 30 日以内 飼い犬の登録手続きにて、「登録鑑札（左の写真）」を交付します。【交付手数料 3,000 円】
---	--

手続きは p.5 をお読みください。

◆狂犬病予防注射の接種完了（注射済票の交付）

予防注射（毎年 1 回）

（色は毎年変わります）

狂犬病予防法により生後 91 日以上の子犬は、毎年 1 回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

予防注射接種後は、獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証」を保健センターに持参して「注射済票（左の写真）」の交付を受けることで、接種完了したとみなされます。【交付手数料 550 円】

第 号		狂犬病予防注射済証	
所有者(管理者)		住所	
		氏名	
種 類		生 年 月 日	
毛 色		性 別	
名 前		体 格	
その他の特徴			
上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に行ったことを証明します。			
実施者			

●注意 本証を

市町村に提示して注射済票の交付を受けてください。

注射済証の一例

手続きは p.5 をお読みください。

交付を受けた鑑札と注射済票は迷子札の役目を果たします。
犬の首輪等に必ず着けておきましょう。

◆飼い犬が人を咬んでしまったら…

犬が人を咬んでしまった場合、飼い主は傷の大小にかかわらず、事故発生時すみやかに動物愛護センターへ届け出てください。また、飼い主は事故発生から 48 時間以内に、狂犬病の疑いの有無について、その犬を獣医師に検診させなければなりません。

※検診を怠った飼い主は、5 万円以下の罰金、届出を怠った飼い主は勾留または科料に処されることがあります。

事故発生時の飼い主の行動手順

- ① 被害者のケガの応急処置に誠意をもって対応する。
- ② 犬を落ち着かせて隔離する。
- ③ すみやかに動物愛護センターへ届け出る。まずは電話でご一報を。
※動物愛護センター（尾張支所：0586-78-2595）
- ④ 48 時間以内に動物病院で犬を検診させる。検診期間中は予防注射を受けられません。
- ⑤ 再発防止の対策をとる。

※事故が大きいときは、江南警察署（0587-56-0110）にも連絡を！

～日頃からしつけや適切な予防策を講じ、

トラブルを未然に防ぎましょう～

飼い犬が人や他の飼い犬に咬みつきのケガを負わせてしまった場合、飼い主は多額の損害賠償責任や刑事罰を問われる可能性があります。

過去の裁判では、「飼い主は犬の不測の行動に出る可能性もあることを前提に監視しておく必要があり、リードをつけていても、飼い主が適切に犬を制御するなどの注意義務を怠った」と認定された事例があります。

普段のお散歩中、すれ違いざまや出会い頭など、相手を咬んでしまうことも起こります。「自分の犬は絶対咬まないから大丈夫」と安易に考えず、未然にトラブルを防ぐためのしつけに、ご協力をお願いします。

◆飼い犬をどうしても飼えなくなったら…

動物は、飼い主が責任を持って最期まで飼育すべきものです。ただし、やむを得ない理由で飼いつけることが難しくなった場合には、次の方法をとってください。

○まず最初に…「新しい飼い主を探す」

深い愛情をもち、責任ある飼い方のできる新しい飼い主を探し、飼育をお願いしてください。新しい飼い主には、「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」など犬に関係する書類なども忘れずに譲り渡しましょう。

新たな飼い主には、保健センターにて所有者変更手続きをするようお伝えください（手続きについては、p.5～6をお読みください）。

○それでも「新しい飼い主が見つからない」…そんな場合は

どうしても新しい飼い主が見つからないときは、愛知県動物愛護センターに相談してください。ただし、引き取られた犬の多くは殺処分対象となります。愛犬にとって最悪の事態にならないよう、動物を飼うとはどういうことなのか、今一度、飼い主としての自覚を持ちましょう。

◆飼い犬が行方不明になったら…

愛知県内で迷子になった犬は、愛知県動物愛護センターで保護されている場合があります。また、保護されている方から、保健センターや江南警察署に連絡が入ることもありますので、飼い主さんからお問い合わせください。

逃がした場所が市境であったり、遠方まで行ってしまう可能性のある場合、隣接する市町の保健センター・警察署にもお問い合わせください。

愛知県動物愛護センター	0586-78-2595（尾張支所）
江南警察署	0587-56-0110
江南市保健センター	0587-58-6063【直通】

※日頃から逃げ出さないように、犬のしつけ・管理を徹底してください。

※首輪などにつけた鑑札・注射済票、環境省の Web サイトでマイクロチップ情報登録を済ませている場合は、番号から飼い主が判明するので、飼い主のもとに戻る可能性が大幅に上がります。

◆災害に備えて

市では、災害時のペット避難に関するマニュアルを作成しております。

【マニュアル作成者／問い合わせ先】 防災安全課 0587-50-0173

○災害に備えて ～飼い主としての心がまえ～

- ① 日頃から災害に備え、ペットのための防災用品を準備しておきましょう。
- ② ペットが迷子にならないよう、普段から身元のわかる鑑札・名札・マイクロチップなどを装着しておきましょう。
- ③ 速やかに避難できるよう、キャリーバッグやケージに慣れさせておきましょう。
- ④ 避難所では人とペットが同一の空間で居住できません。避難所でのトラブル防止のため、基本的なしつけを実践しておきましょう。動物にとっても避難生活のストレスを軽減させることになります。
- ⑤ 避難所には多くの動物が集まるかもしれません。感染症防止のため、狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫予防などをしておきましょう。
- ⑥ 万が一に備え、動物の預け先を確保しておきましょう。

○ペットのための防災用品

避難所では、人に対する準備はされていますが、ペットの防災用品は飼い主の責任で備えることになります。次に掲げるものを用意しておくとい良いでしょう。

- ・ ペットの食事と水（5日分以上）、ペット用食器
- ・ ペットのトイレ用品（ペットシートなど）
- ・ キャリーバッグ、ケージ、リードなど
- ・ ペットの常備薬、健康の記録
- ・ ペットの写真複数枚（迷子になったとき用）
- ・ ペットの普段使っている臭いのついた物
- ・ おもちゃ、ブラシ
- ・ ごみ袋、ガムテープ、タオル



マニュアルはコチラ

○避難場所の確認

人やペットの一時的な生活の場となるのが避難所です。あらかじめ避難場所の確認をしておきましょう。また、ペットが負傷した場合には動物病院での治療が必要となります。近隣の動物病院についても調べておきましょう。

◆飼い犬の登録・変更・死亡の手続き

1 窓口での手続き

このようなとき	手続きについて
新しく犬を飼ったとき ※生後 90 日以内の場合、90 日を経過した日から 30 日以内	登録申請（鑑札の交付） 手数料：3,000 円 保健センター、委託動物病院が窓口
動物病院で狂犬病予防注射を接種し、 注射済証を取得したとき	注射済票の交付 手数料：550 円 保健センター、委託動物病院が窓口
鑑札、注射済票を失くしたとき	再交付 手数料：鑑札 1,600 円、注射済票 340 円 保健センターが窓口
飼い犬を連れて転入してきたとき ※前住所地の鑑札をご持参ください	変更届（飼い主情報変更、犬の住所変更） 保健センターが窓口
飼い犬を連れて市内転居したとき	変更届（飼い主と犬の住所変更） 保健センターが窓口
人から犬を譲り受けたとき	変更届（飼い主情報変更、犬の住所変更） 保健センターが窓口
飼い主の氏名が変更になったとき	変更届（飼い主情報変更） 保健センターが窓口
飼い犬が死亡したとき	死亡届（電話受付可） 保健センターが窓口
犬を連れて江南市外へ転出したとき、 江南市外の人に犬を譲ったとき	新住所地の保健センター等への届出 ※江南市の鑑札をご持参ください。

2 マイクロチップの登録情報について

令和4年6月以降、ペットショップから迎え入れた犬は、環境省のWebサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にマイクロチップ情報登録をしています。登録事項の変更がある場合、Webサイトに必要な手続きを行ってください。（変更手続きには犬を迎え入れたときに渡された「登録証明書」が必要です）

このようなとき	サイトのメニュー名
新しく犬を飼ったとき（購入等） 人から犬を譲り受けたとき	所有者の変更登録 ※手数料がかかります。
犬の住所・呼び名・毛色などの変更	登録事項の確認・変更
飼い主の住所・連絡先・氏名などに変更があったとき（海外転出含む）	
犬を連れて江南市外へ転出したとき	登録事項の確認・変更
犬が死亡したとき	死亡の届出

※環境省のWebサイトは、裏表紙にURLと二次元コードがあります。

※サイトで所有者変更手続き後に新しい「登録証明書」が発行されます。紛失しないよう大切に保管してください。

3 飼い犬が死亡したときの取り扱い

家庭で飼われていた犬が死亡したときは、飼い主が責任を持って取り扱ってください。尾張北部聖苑は、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町の3市2町による共同施設で、動物の火葬業務等を行っています。

○尾張北部聖苑 0568-62-4144

4 犬を連れて海外へ行くとき（または帰国するとき）

国によって輸入検疫制度が異なりますので、下記や各国大使館などへ事前にご相談ください。

○農林水産省動物検疫所 03-5708-7261

◆知っておきたい動物の法律

○狂犬病予防法

- ① 犬を取得した日（生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録しなければなりません。
- ② 毎年 1 回、狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けなければなりません。
- ③ 鑑札・注射済票は犬に装着しておかなければなりません。
- ④ 犬が死亡したときや犬の住所、飼い主の住所などに変更があったときは届け出なければなりません。

○動物の愛護及び管理に関する法律

- ① 飼い主は、鑑札や注射済票等で動物が自分の所有であることを明らかにすること。
- ② 飼い主は、動物を適正に飼養し、健康や安全を保持するとともにその動物が人に迷惑をかけないように努めること。
- ③ 繁殖を希望しない場合は、適正に飼養するため、不妊去勢手術などの繁殖制限の措置を講ずるよう努めること。
- ④ 愛護動物を捨ててはいけません。
- ⑤ 動物をみだりに殺したり、傷つけたりしてはいけません。

○愛知県動物の愛護及び管理に関する条例

- ① 犬を放し飼いにしないこと。散歩のときも確実に保持すること。
- ② 適正に運動させ、適切なしつけをすること。また、寄生虫の駆除、病気の予防注射など、犬の健康管理に努めること。
- ③ 飼育場所は清潔にすること。また、公共の場所や他人の土地を、フン、尿などで汚したり損傷させないこと。
- ④ 鳴き声や二オイ、抜け毛などで周りの人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 飼い犬が人を咬んだ場合はすみやかに（24 時間以内が理想）動物愛護センターへ届出をし、48 時間以内に獣医師の検診を受けること。

◆飼い主のマナー

全国的に問い合わせの多い『三大・苦情トラブル』

- 1 フン・尿の不始末
- 2 鳴き声がうるさい
- 3 犬に咬まれた

次のことは「愛知県動物の愛護及び管理に関する条例」で定められているので、飼い主は必ず守りましょう。犬が大好きな人もいれば、犬が苦手な人もいます。どんな人でも安心して過ごせるようご協力をお願いします。

○放し飼いをしない。散歩のときもリードなどで確実につなぐこと。

リードは短めに持ち、犬のとっさの行動に対応できるようにすること。

○適正に運動させ、適切なしつけを行うこと。

○適正にえさ、水を与え、健康状態に注意すること。

○飼育場所は清潔にすること。また、公共の場所や他人の土地を、ふん・尿などで汚したり損傷させたりしないこと。

○鳴き声やにおい、抜け毛などでまわりの人々に、迷惑をかけないこと。

【トイレマナーを守りましょう】

- ・犬のトイレは散歩の前に自宅ですませましょう。
- ・散歩の際のフンは必ず自宅まで持ち帰りましょう。
- ・ペットシートなどを敷いた上にさせると、清掃の負担が軽減されます。
- ・オシッコは水で洗い流して、きれいにふき取ってください。
- ・公共の建物や設置物への尿（マーキング）は損壊の原因となりますので、絶対にやめましょう。

◆市内のドッグラン広場と利用案内

市では、蘇南公園の敷地内に、ドッグラン広場を設置しております。

【問い合わせ先】 都市計画課 0587-50-0272

- ・蘇南公園（江南市宮田町本田島 322、ソフトボール場の隣）



詳しくはコチラ

利用するにあたって、都市計画課への事前申請が必要となります。
ホームページ（上のQRコード）に掲載されている申請フォーム、もしくは
「利用申込書」を記入し担当課窓口へ申請してください。



◆動物由来感染症

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気のことです。

犬を飼うときに注意する主な病気の一例です。

病 名	主な感染経路	犬の症状	人の症状
狂 犬 病	感染した犬に咬まれる	狂そう又は麻痺、昏睡し死亡	発病した場合、神経症状、昏睡死亡
エキノコックス症	感染犬のフン中の病原体が口に入る	多くは無症状	肝腫大、腹痛、肝機能障害
Q 熱	尿、ふん、胎盤等の中の病原体の吸入	多くは無症状	インフルエンザのような症状
パ ス ツ レ ラ 症	咬み傷、引っかき傷	多くは無症状	傷口が腫れて痛む
レプトスピラ症	尿に接触	腎炎	発熱、肝臓や腎臓の障害
イヌブルセラ症	流産時の汚物、尿等に接触	精巣炎、死、流産	風邪に似た症状
回虫幼虫移行症	フン中の病原体が口に入る	食欲不振、下痢、嘔吐	幼児で肝臓、脳、眼等に障害
皮膚糸状菌症	濃厚な接触	脱毛、フケ	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
か い せ ん	濃厚な接触	強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛
カプノサイトファーガ・カニモルス感染症	主に犬や猫による咬み傷、引っかき傷	無症状	まれに重症化すると、敗血症、髄膜炎

【こんなことに注意しましょう】

- ・狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫の駆除
- ・過剰なふれあいは控えましょう（口移しで食べ物を与える、食器の共用、動物と布団で一緒に寝るなど）
- ・動物にさわった後や、食事の前には必ず手を洗いましょう
- ・動物の体や周囲を清潔にしましょう（敷物等も）
- ・ふん尿はすぐに片づけ、換気を心がけましょう
- ・動物が無症状でも人に感染する場合があるので、ペットの定期検診を受けるなど日常の健康管理に注意しましょう

これらのことを守り、衛生的な飼い方で心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。

◆狂犬病

日本では昭和 25 年に制定された狂犬病予防法によって、国内の犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられました。このため昭和 32 年以降国内では狂犬病の発生はありません。しかし、国境を越えた人や物の流通が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

狂犬病は現代医学でも有効な治療がなく、感染し発症してしまうと 100%死亡してしまいます。狂犬病が疑われる動物に咬まれたり引っかけられたりしたら、すぐにワクチンや血清を投与して発症を抑えるしかありません。

狂犬病予防法で定められている、犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。万が一、国内に狂犬病が侵入しても、犬に予防注射をすることで感染拡大を防げます。

恐ろしい狂犬病からあなた自身と愛犬を守るために、犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。

【狂犬病のはなし】

○犬の症状

狂犬病に感染した犬は、平均 1 ヶ月で発症します。情緒不安定な状態（目的もなく動き回ったり、吠えたりする）になり、眼に入るものは何でも咬みつくようになります。物をうまく呑み込めなくなり、やがて全身の麻痺により立ち上がって歩くことが困難となります。ほとんどが 2 週間程度で、昏睡状態となり死亡します。

○人の症状

人が感染した場合、平均 1～2 ヶ月で発症します。発熱、頭痛、倦怠感、食欲不振など、風邪のような症状で始まり、咬まれた場所の痛みや知覚異常があります。次に、興奮状態や不安感、錯乱、麻痺などの神経症状が現れ、数日後に呼吸停止となり死亡します。

○犬に咬まれたら

傷口を石鹸と水でよく洗い、すぐに医療機関に受診してください。狂犬病に限らず、犬の口の中にはさまざまな雑菌もあるので、傷口の消毒などの処置が必要です。また、発症を抑えるため、ワクチンや血清などが投与されることがあります。

犬の飼い主がわかる場合、狂犬病予防注射を毎年接種しているかを確認してください。予防注射を受けている犬であれば、狂犬病である可能性はほとんどありません。

◆犬の登録鑑札・注射済票を交付できる動物病院

江南市保健センター以外で、「犬の登録鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を交付できる動物病院の一覧です。

診療時間、料金等は各動物病院にてご確認ください。
※右の QR コードから、動物病院 HP リンクを確認していただけます。



市 HP へ

動物病院 一覧表

動物病院名	住所	電話
あいち動物病院	江南市赤童子町桜道 62	0587-53-5755
愛北動物病院	江南市古知野町宮裏 109	0587-55-9177
荒川動物病院	江南市宮後町船渡 61	0587-56-2854
こうなん動物病院	江南市高屋町西里 97	0587-53-0122
藤ヶ丘動物クリニック	江南市前飛保町寺前 99	0587-81-4113
なかしま犬猫病院	江南市古知野町牧森 196	0587-96-9237
犬山動物総合医療センター	犬山市羽黒字大見下 29	0568-67-1267
リタペットクリニック	犬山市松本町 1-170	0568-62-1212
城の町どうぶつ病院	犬山市犬山身打田 2-8	0568-54-1570
千村どうぶつ病院	岩倉市中本町南加路桶 20-13	0587-66-1600
ピュア動物病院	岩倉市大地町半田 29-1	0587-66-2882
あかつきアニマルクリニック	岩倉市石仏町長福寺 150-1	0587-58-6323
野田動物病院	丹羽郡扶桑町柏森寺裏 346	0587-92-2122
ひかる動物クリニック	丹羽郡扶桑町高雄下山 135	0587-93-9999
やませどうぶつ病院	丹羽郡大口町さつきヶ丘一丁目 65	0587-95-8674
よの犬猫病院	丹羽郡大口町余野 6 丁目 351	0587-95-1221
チアキ動物病院	一宮市千秋町加茂字上向 38-1	0586-81-5008
ときのしま動物病院	一宮市浅井町河端字宮前 24	0586-51-1600

◆愛知県の動物関連施設

愛知県動物愛護センター（尾張支所）



※尾張支所の担当区域↓

春日井市、津島市、犬山市、**江南市**、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

住 所	〒491-0115 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1 TEL 0586-78-2595 FAX 0586-78-8638
開 庁 時 間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分 ただし土日祝日・年末年始を除く
交 通 案 内	JR 尾張一宮駅、名鉄一宮駅から車で約 20 分
業 務 内 容	・動物の愛護に関する業務 ・犬の捕獲、保護 ・動物取扱業登録 ・特定動物許可 センターHPへ

お問い合わせは

江南市保健センター
(江南市健康づくり課 衛生・医療グループ)
〒483-8157 江南市北山町西 300
TEL 0587-58-6063 【直通】

名鉄犬山線 布袋駅から徒歩 1 分
布袋駅東複合公共施設
(toko+toko=labo) 2F

マイクロチップ情報登録の手続きサイト

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp>

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」(環境省)
環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会
TEL 03-6384-5320



※マイクロチップ情報登録をしている犬の変更等手続き、
これからマイクロチップ情報登録をする手続きのサイトです。
※狂犬病予防注射済票は保健センターまたは対象の動物病院 (p.12)
での手続きです。

